

平成22年4月13日

第2171号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



■ 目 次 ■

告 示

- 包括外部監査契約の締結（182・総務課）…………… 1
- 基本測量終了の通知（183～186・建設管理課）…………… 1
- 建設業の許可の取り消し（187・鹿角地域振興局総務企画部）…………… 2
- 建設業の許可の取り消し（188・由利地域振興局総務企画部）…………… 2
- 建設業の許可の取り消し（189・仙北地域振興局総務企画部）…………… 2
- 建設業の許可の取り消し（190・平鹿地域振興局総務企画部）…………… 3

公 告

- 土地改良区の役員の退任の届出（北秋田地域振興局農林部）…………… 3
- 土地改良区の役員の就任の届出（北秋田地域振興局農林部）…………… 3
- 土地改良区の定款変更の認可（北秋田地域振興局農林部） 2件…………… 3
- 土地改良区の役員の退任の届出（山本地域振興局農林部）…………… 4
- 土地改良区の役員の就任の届出（山本地域振興局農林部）…………… 4
- 土地改良区の定款変更の認可（由利地域振興局農林部）…………… 4
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出（仙北地域振興局農林部）…………… 4
- 土地改良区の定款変更の認可（仙北地域振興局農林部）…………… 5
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出（平鹿地域振興局農林部）…………… 5

教育委員会告示

- 教育委員会会議の開催（8・教育庁総務課）…………… 6

告 示

秋田県告示第182号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり平成22年度の包括外部監査契約を締結したので、同条第5項の規定に基づき、告示する。

平成22年4月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 包括外部監査契約の期間の始期 平成22年4月1日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法 基本費用並びに執務費用及び実費とする
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
渡邊雅章 秋田県秋田市中通一丁目1番33-2303号
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法 契約の定めるところによる

秋田県告示第183号

平成21年秋田県告示第189号、平成21年秋田県告示第293号及び平成21年秋田県告示第445号の基本測量について、平成22年3月26日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定に基づき、公示する。

平成22年4月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県告示第184号

平成21年秋田県告示第379号の基本測量について、平成22年3月31日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定に基づき、公示する。

平成22年4月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県告示第185号

平成20年秋田県告示第516号の基本測量について、平成22年3月31日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定に基づき、公示する。

平成22年4月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県告示第186号

平成21年秋田県告示第248号の基本測量について、平成22年3月31日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定に基づき、公示する。

平成22年4月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県告示第187号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成22年3月31日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社目時組
鹿角市花輪字葉ノ木谷地99番地
代表取締役 目 時 英 規
秋田県知事許可（般-19）第7358号
- 3 処分の内容
土木工事業、建築工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成22年3月31日付けで土木工事業、建築工事業及びとび・土工工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第188号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成22年3月25日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
真坂建設
由利本荘市矢島町坂之下字御嶽ノ下47番地5
真 坂 正
秋田県知事許可（般-18）第10265号
- 3 処分の内容
土木工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成22年3月18日付けで土木工事業及びとび・土工工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第189号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成22年4月1日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社太田工務所
大仙市大花町7-1
代表取締役 角 田 淳悦郎
秋田県知事許可(般-17)第7014号
- 3 処分の内容
土木工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成22年4月1日付で土木工事業及びとび・土工工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第190号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成22年4月2日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
松美建築
横手市十文字町字梨木西上70番地12
高橋 松美
秋田県知事許可(般-20)第70041号
- 3 処分の内容
建築工事業、大工工事業、屋根工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成22年3月31日付で建築工事業、大工工事業、屋根工事業及び内装仕上工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、合川町土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

退任理事の住所及び氏名

北秋田市三木田字三木田85番地

三 浦 克 昭

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、大館市二井田真中土地改良区から次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 就任理事の住所及び氏名
大館市二井田字贅ノ里45番地 小 林 大 樹
- 2 就任監事の住所及び氏名
大館市二井田字高村40番地 伊 藤 一 幸

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、合川町土地改良区から申請があった定款変更について、平成22年4月6日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、大館市十二所土地改良区から申請があった定款変更について、平成22年4月6日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、秋田県能代地区土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

退任理事の住所及び氏名

能代市常盤字町辺92番地1

幸 坂 幹 雄

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、二ツ井白神土地改良区から次のとおり役員の就任の届出があったので同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 就任理事の住所及び氏名

能代市二ツ井町梅内字白岩悪戸山根78番地

安 井 操

山本郡藤里町矢坂字坂本23番地1

菊 池 博 悦

能代市二ツ井町飛根字富根29番地

山 谷 啓 一

〃 〃 切石字大倉153番地5

工 藤 定 光

〃 〃 字下野家後127番地11

田 口 修 一

〃 〃 飛根字富田317番地

日 沼 博 美

〃 常盤字町辺112番地

幸 坂 登

2 就任監事の住所及び氏名

能代市二ツ井町字薄井27番地1

松 岡 隆 春

〃 天内字新山林95番地

山 崎 哲 明

〃 二ツ井町字比井野68番地

田 口 政 幸

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、由利本荘市滝沢堰土地改良区から申請があった定款変更について、平成22年4月5日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大仙市協和土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 退任理事の住所及び氏名

大仙市協和下淀川字逢田70番地

武 藤 力

〃 〃 字中里52番地1

鈴 木 正 雄

〃 協和中淀川字中村180番地

小田嶋 俊 一

〃 〃 字白岩146番地3

佐 藤 捷 悦

〃 〃 字上宿41番地3

清 水 修 二

〃 協和船岡字庄内87番地

藤 原 正 人

〃 〃 字上宇津野283番地

豊 島 義 春

〃 〃 字野田19番地

原 田 敬 喜

〃 〃 字上一ノ渡146番地

加 藤 久 孝

〃 〃 字合貝56番地

渡 辺 秀 俊

2 就任理事の住所及び氏名

大仙市協和下淀川字逢田70番地

武 藤 力

〃 〃 字中里52番地1

鈴 木 正 雄

〃 協和中淀川字中村180番地

小田嶋 俊 一

大仙市協和中淀川字白岩146番地3	佐藤捷悦
〃 〃 字上宿41番地3	清水修二
〃 協和船岡字庄内87番地	藤原正人
〃 〃 字上宇津野283番地	豊島義春
〃 〃 字野田19番地	原田敬喜
〃 〃 字上一ノ渡146番地	加藤久孝
〃 〃 字合貝56番地	渡辺秀俊
3 退任監事の住所及び氏名	
大仙市協和下淀川字中里54番地1	今憲男
〃 協和中淀川字中村46番地	小田嶋太助
〃 協和船岡字沢内706番地	斉藤仁美
〃 〃 字上宇津野357番地138	佐藤高美
4 就任監事の住所及び氏名	
大仙市協和下淀川字中里54番地1	今憲男
〃 協和中淀川字中村32番地	金持善雄
〃 協和船岡字沢内706番地	斉藤仁美
〃 〃 字上宇津野357番地138	佐藤高美

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、大仙市協和小種土地改良区から申請のあった定款変更について、平成22年4月5日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月13日

秋田県知事 佐竹敬久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、十文字町土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月13日

秋田県知事 佐竹敬久

1 退任理事の住所及び氏名	
横手市十文字町睦合字宿130番地1	土谷一義
〃 〃 佐賀会字新山前6番地	守屋敬一
〃 〃 木下字木下117番地	菊地哲雄
〃 〃 上鍋倉字上掬5番地1	黒沢保
〃 〃 谷地新田字中村173番地	鈴木清司
〃 平鹿町浅舞字十五野北108番地1	柿崎新一
〃 雄物川町谷地新田字大元86番地	川越幹雄
〃 平鹿町下鍋倉字甚平129番地	渡邊長助
〃 十文字町植田字下二ツ橋143番地1	鷹田直
〃 〃 鼎字上野村8番地	小国昌康
〃 〃 睦合字真角102番地1	菅原久四郎
〃 〃 植田字下羽場35番地3	柴田良博
〃 〃 植田字植田34番地	高橋良一
2 就任理事の住所及び氏名	
横手市十文字町睦合字中谷地174番地4	近孝彦
〃 〃 鼎字上野村8番地	小国昌康
〃 〃 上鍋倉字勘六村雷17番地	千田順郎
〃 〃 谷地新田字根木場34番地	加藤重一
〃 〃 睦合字宿124番地	土谷忠夫
〃 〃 佐賀会字新山前6番地	守屋敬一
〃 平鹿町浅舞字十五野北108番地1	柿崎新一
〃 十文字町木下字木下117番地	菊地哲雄
〃 〃 睦合字真角102番地1	菅原久四郎
〃 〃 植田字植田34番地	高橋良一
〃 平鹿町下鍋倉字御倉前154番地	菅原等

横手市十文字町越前字越前119番地2	佐藤孝弘
〃 〃 植田字下羽場35番地3	柴田良博
3 退任監事の住所及び氏名	
横手市十文字町佐賀会字伊賀利159番地	樋渡清一
〃 〃 谷地新田字根本場34番地	加藤重一
〃 〃 植田字植田39番地	近勝彦
4 就任監事の住所及び氏名	
横手市十文字町十五野新田字坊主沢117番地	竹本義厚
〃 〃 睦合字太郎四郎626番地	菊池栄一
〃 〃 植田字植田39番地	近勝彦

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第8号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成22年4月13日

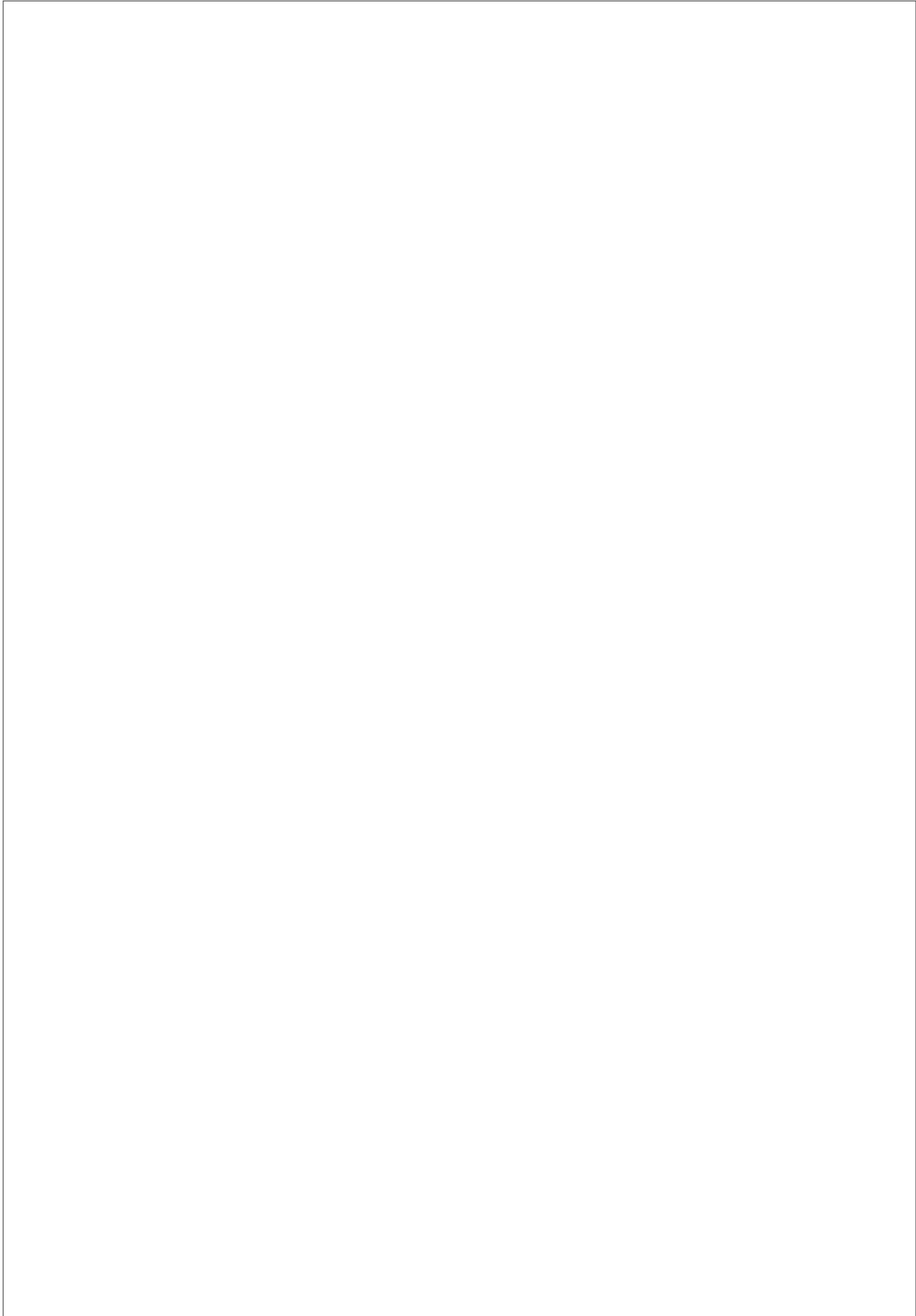
秋田県教育委員会委員長 北林真知子

- 1 日時
平成22年4月15日午後2時
- 2 場所
教育委員会委員室
- 3 案件
 - (1) 県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則案について
 - (2) 平成22年度秋田県教科用図書選定審議会委員の任命について
 - (3) その他

正 誤

平成22年3月31日(号外第4号)公布の秋田県規則第11号(秋田県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則)

ページ	行	誤	正
2	29	母子福	母子福
	30	す。	す。
	31	母子福祉資金(寡婦福祉資金)を 借り受けたらので、次のとおり申請しま	母子福祉資金(寡婦福祉資金)を 借り受けたらので、次のとおり申請しま
	同	次の母	次の母
	32	す。	す。
	同	担するこ	担するこ
	44	社資金(寡婦福祉資金)を借り受けたら ので、次のとおり申請しま	社資金(寡婦福祉資金)を借り受けたら ので、次のとおり申請しま
	46	子福祉資金(寡婦福祉資金)の借入れにつ いて、連帯して債務を負	子福祉資金(寡婦福祉資金)の借入れにつ いて、連帯して債務を負
	47	とを約します。	とを約します。



発 行 者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印 刷 所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印 刷 者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号